

新	旧	備考	差分
<h1 style="text-align: center;">使用料規程</h1> <p style="text-align: center;">平成13年10月26日届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部変更 平成14年 3月 1日届出</li> <li>一部変更 平成15年 5月30日届出</li> <li>一部変更 平成17年 8月18日届出</li> <li>一部変更 平成18年 3月 2日届出</li> <li>一部変更 平成18年 8月31日届出</li> <li>一部変更 平成19年 4月13日届出</li> <li>一部変更 平成19年11月29日届出</li> <li>一部変更 平成20年 8月27日届出</li> <li>一部変更 平成21年 5月28日届出</li> <li>一部変更 平成24年11月29日届出</li> <li style="color: red;">一部変更 平成25年 2月26日届出</li> </ul>	<h1 style="text-align: center;">使用料規程</h1> <p style="text-align: center;">平成13年10月26日届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部変更 平成14年 3月 1日届出</li> <li>一部変更 平成15年 5月30日届出</li> <li>一部変更 平成17年 8月18日届出</li> <li>一部変更 平成18年 3月 2日届出</li> <li>一部変更 平成18年 8月31日届出</li> <li>一部変更 平成19年 4月13日届出</li> <li>一部変更 平成19年11月29日届出</li> <li>一部変更 平成20年 8月27日届出</li> <li>一部変更 平成21年 5月28日届出</li> <li>一部変更 平成24年11月29日届出</li> </ul>		追加
<p>第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。また、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p>	<p>第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。また、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。</p>		

新			旧				備考	差分
<p>① ダウンロード形式</p> <p>(1) 楽曲データ</p> <p>インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-1)</p>			<p>① ダウンロード</p> <p>(1) 原則</p> <p>インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-1)</p>					変更
利用形態	情報料あり	情報料なし	再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	変更	
通常	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%又は7円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7円50銭	期間制限なし	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は6円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円50銭		1曲1リクエスト当たり4円70銭
着信音再生専用データ(再生時間45秒以内)	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%又は5円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円		再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭		1曲1リクエスト当たり3円85銭
			30日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は5円60銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円		1曲1リクエスト当たり4円50銭
				再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭		1曲1リクエスト当たり3円85銭

新	旧				備考	差分						
	7日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭							
	10回以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は3円85銭のいずれか多い額									
	また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする					削除						
	<p>(2) 着信音再生専用データ</p> <p>(1) の場合において、着信音再生専用データを配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-2-1)</p> <table border="1" data-bbox="1016 932 1865 1169"> <thead> <tr> <th data-bbox="1016 932 1323 1027">情報料あり</th> <th data-bbox="1323 932 1608 1027">情報料がなく広告料等の収入あり</th> <th data-bbox="1608 932 1865 1027">情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1016 1027 1323 1169">1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は4円70銭のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1323 1027 1608 1169">1曲1リクエスト当たり4円70銭</td> <td data-bbox="1608 1027 1865 1169">1曲1リクエスト当たり4円70銭</td> </tr> </tbody> </table>				情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は4円70銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり4円70銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭		削除
情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし										
1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は4円70銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり4円70銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭										
<p>但し、着信音再生専用データ（但し1分30秒以内とする）であって、以下に該当するメドレーによる利用の場合、メドレー1曲につき、当該メドレーの月間のリクエスト回数に、以下の額を乗</p>												

新	旧	備考	差分				
	<p style="text-align: center;">じた額とする。 (表 8-1-2-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">総再生時間が 45 秒以内</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">総再生時間が 45 秒を超え、1 分 30 秒以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 円 40 銭に 1 メドレーにおける甲の 管理する著作物数を乗じた額</td> <td style="text-align: center;">3 円 30 銭に 1 メドレーにおける甲の管理 する著作物数を乗じた額</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">また、上記各表により算出した月額使用料が 1,000 円を下回る場合、月額使用料は、1,000 円とする。</p>	総再生時間が 45 秒以内	総再生時間が 45 秒を超え、1 分 30 秒以内	2 円 40 銭に 1 メドレーにおける甲の 管理する著作物数を乗じた額	3 円 30 銭に 1 メドレーにおける甲の管理 する著作物数を乗じた額		
総再生時間が 45 秒以内	総再生時間が 45 秒を超え、1 分 30 秒以内						
2 円 40 銭に 1 メドレーにおける甲の 管理する著作物数を乗じた額	3 円 30 銭に 1 メドレーにおける甲の管理 する著作物数を乗じた額						
<p>(2) 音声番組 音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1 音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。 (表 8-1-2)</p>	<p>(3) 音声番組 音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1 音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。なお、音声番組とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組（映像を伴うものを除く）で、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエストあたりに送信させる単位をいう。 (表 8-1-3)</p>	<p>「なお書き」以降を 2④へ</p>	<p style="color: red;">変更</p>				

情報料あり		情報料なし		再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	変更	
1音声番組1リクエスト当たりの情報料の7.5%もしくは7円50銭、又は3円75銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額		1音声番組1リクエスト当たり7円50銭又は3円75銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額			なし	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の6.5%もしくは6円50銭、又は3円30銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円50銭又は2円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額		1音声番組1リクエスト当たり4円70銭又は2円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額
					30日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の5.6%もしくは5円60銭、又は1円40銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円又は1円20銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額		1音声番組1リクエスト当たり4円50銭又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額
					7日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の4.5%もしくは4円50銭、又は1円10銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり3円85銭又は0円96銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額		1音声番組1リクエスト当たり3円50銭又は0円80銭に1音声番組中における甲の管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額

<p>但し、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定する。</p>	<p>但し、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定する。</p>		
	<p>また、上記表（但書を含む）により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p>		<p>削除</p>
<p>(3) サブスクリプション サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。</p>	<p>(4) サブスクリプション サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。</p>		<p>変更</p>
	<p>なお、サブスクリプションとは、一定の期間を販売単位として情報料が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置（但書適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含む）において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいう。但し、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送又は複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一对一の関係にて紐付いている場合、又は、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への</p>	<p>「なお書き」以降を2⑤へ</p>	<p>削除</p>

				転送、複製ができないものとの要件を充足するものとみなす。					
(表8-1-3)				(表8-1-4)				変更	
利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし		
通常	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	通常	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額		
	なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	56円に月間の総加入者数を乗じた額		なし	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	56円に月間の総加入者数を乗じた額		
携帯電話用再生専	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエ	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエ	携帯電話用再生専	あり	月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエ	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエ		

用 データ		スト回数を甲以外の者が管理 する著作物を含む全著作物の リクエスト回数で除して得ら れる割合を乗じた額	スト回数で除して得られる割 合を乗じた額	用 データ		スト回数を甲以外の者が管理 する著作物を含む全著作物の リクエスト回数で除して得ら れる割合を乗じた額	スト回数で除して得られる割 合を乗じた額														
	なし	月間の情報料および広告料等 収入の7.8%又は31円20 銭に月間の総加入者数を乗じ た額のいずれか多い額	22円40銭に月間の総加入 者数を乗じた額		なし	月間の情報料および広告料等 収入の7.8%又は31円20 銭に月間の総加入者数を乗じ た額のいずれか多い額	22円40銭に月間の総加入 者数を乗じた額														
				また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。					削除												
				<p>(5) 音楽以外の著作物における音楽著作物の利用 ダウンロード配信される音楽以外の著作物において音楽著作物が利用されている場合、ダウンロードされる著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生期間制限</th> <th>情報料あり</th> <th>情報料がなく広告料等の収入あり</th> <th>情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり5円</td> <td>1曲1リクエスト当たり4円30銭</td> </tr> <tr> <td>30日以内</td> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり3円85銭</td> <td>1曲1リクエスト当たり3円50銭</td> </tr> </tbody> </table>				再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円30銭	30日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭		削除
再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし																		
なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円30銭																		
30日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭																		

		7日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の3.6%又は3円60銭のいずれが多い額	1曲1リクエスト当たり3円20銭	1曲1リクエスト当たり2円80銭				
		また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。							
(4) 特定ゲーム用音楽データ配信		(6) 特定ゲーム用音楽データ配信						変更	
ゲームソフトと音楽著作物がそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム(多曲利用を前提としたいいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいい、以下「特定ゲーム」という。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除く)に用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」という)をダウンロード配信する場合、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。		ゲームソフトと音楽著作物がそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム(多曲利用を前提としたいいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいい、以下「特定ゲーム」という。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除く)に用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」という)をダウンロード配信する場合、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。							
(表8-1-4-1)		(表8-1-6)						変更	
情報料あり	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれが多い額	情報料あり	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は5円90銭のいずれが多い額						
情報料がなく広告料等の収入あり	1曲1リクエスト当たり5円	情報料がなく広告料等の収入あり	1曲1リクエスト当たり5円						
情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たり4円30銭	情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たり4円30銭						
但し、受信者が、特定ゲーム用音楽データを受信後、そのゲームに係るサービスへの契約期間に限り受信した特定ゲーム用音楽データを利用でき、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないも		但し、受信者が、特定ゲーム用音楽データを受信後、そのゲームに係るサービスへの契約期間に限り受信した特定ゲーム用音楽データを利用でき、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないも							

<p>のであって、かつ、当該サービスに係る契約の解約後、当該特定ゲーム用音楽データの利用が不可能となるサービスの場合の月額使用料は、著作物1曲につき、以下の通りとする。なお、以下の表において、利用者とは、その月のいずれかの時点において、当該サービスに係る契約を締結している状態にあり、かつ、当該著作物をダウンロードしている状態にある者をいう。</p>	<p>のであって、かつ、当該サービスに係る契約の解約後、当該特定ゲーム用音楽データの利用が不可能となるサービスの場合の月額使用料は、著作物1曲につき、以下の通りとする。なお、以下の表において、利用者とは、その月のいずれかの時点において、当該サービスに係る契約を締結している状態にあり、かつ、当該著作物をダウンロードしている状態にある者をいう。</p>		
<p>(表8-1-4-2)</p>	<p>(表8-1-7)</p>		<p>変更</p>
<p>1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額</p>	<p>1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額</p>		
	<p>また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。</p>		<p>削除</p>
<p>なお、特定ゲーム用音楽データをストリーム配信する場合、②(1)を適用する。また、特定ゲーム以外のゲームソフトを配信する場合において音楽著作物が利用されている場合、その使用料の額は、委託者が定めるものとする。</p>	<p>なお、特定ゲーム用音楽データをストリーム配信する場合、②(1)を適用する。また、特定ゲーム以外のゲームソフトを配信する場合において音楽著作物が利用されている場合、その使用料の額は、委託者が定めるものとする。</p>		
<p>(5) 歌詞・楽譜等可視的利用の場合 ダウンロード形式又は、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</p> <p>(表8-1-5)</p>			<p>追加</p>
<p>情報料あり</p>	<p>情報料なし</p>		
<p>1曲1リクエスト当たりの情報料の10%又は10円のいずれか多い額</p>	<p>1曲1リクエスト当たり7.5円</p>		

② ストリーム形式 (1) 楽曲データ				② ストリーム (1) 原則				変更
<p>インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。</p> <p>(表8-2)</p>				<p>インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。</p> <p>(表8-2)</p>				
利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	
通常	あり	1サービスあたり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービスあたり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	通常	あり	1サービスあたり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービスあたり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	
	なし	1サービスあたり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額	1サービスあたり、1,000円		なし	1サービスあたり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額	1サービスあたり、1,000円	
ストリーム配信される音楽以外の著作物	あり	1サービスあたり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲	1サービスあたり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作	ストリーム配信される音楽以外の著作物	あり	1サービスあたり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲	1サービスあたり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作	

において、音楽著作物が利用されている場合		以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	において、音楽著作物が利用されている場合		以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額		
	なし	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額	1サービス当たり、750円		なし	1サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入に2.625%を乗じた額	1サービス当たり、750円		
また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。但し、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しない。				また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。但し、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しない。					
(2) リングバックトーン リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの情報料の4.5%又は2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。				(2) リングバックトーン リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの情報料の4.5%又は2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。					
				但し、これにより算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。なお、リングバックトーンとは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のものをいう。				「なお書き」以降を2⑩へ	削除
(3) 歌詞・楽譜等可視的利用の場合 データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間②の(1)の規									追加

<p>定を適用するものとする。</p>									
	<p>③ 歌詞・楽譜等可視的利用の場合  (1) 複製可能な場合  ダウンロード形式又は、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。  (表8-3)</p> <table border="1" data-bbox="1019 454 1886 694"> <thead> <tr> <th data-bbox="1019 454 1321 550">情報料あり</th> <th data-bbox="1321 454 1590 550">情報料がなく広告料等の収入あり</th> <th data-bbox="1590 454 1886 550">情報料及び広告料等の収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1019 550 1321 694">1曲1リクエスト当たりの情報料の9%又は9円のいずれか多い額</td> <td data-bbox="1321 550 1590 694">1曲1リクエスト当たり6円</td> <td data-bbox="1590 550 1886 694">1曲1リクエスト当たり5円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。  (2) データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間②の(1)の規定を適用するものとする。</p>	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の9%又は9円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり6円	1曲1リクエスト当たり5円		<p>削除</p>
情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし							
1曲1リクエスト当たりの情報料の9%又は9円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり6円	1曲1リクエスト当たり5円							
<p>2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。</p>	<p>2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。</p>								
<p>① 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金をいう。</p>	<p>⑧ 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金をいう。</p>		<p>変更</p>						
<p>② 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、受信した</p>	<p>⑨ 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、受信した電</p>		<p>変更</p>						

<p>電話機から他の機器への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内（但し本規定に別段の定めがある場合を除く）のものをいう。</p>	<p>話機から他の機器への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内（但し本規定に別段の定めがある場合を除く）のものをいう。</p>		
	<p>⑩ 「メドレー」とは、1リクエストによりダウンロードされる対象が、複数の著作物（甲の管理しない著作物を含む場合を含む）により構成される場合をいう。</p>		削除
<p>③ 「音声番組」とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組（映像を伴うものを除く）で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエストあたりに送信させる単位をいう。</p>			追加
<p>④ 「サブスクリプション」とは、一定の期間を販売単位として情報料が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置（但書適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含む）において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいう。但し、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送又は複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一对一の関係にて紐付いている場合、又は、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製</p>			追加

	ができないものとの要件を充足するものとみなす。			
	⑤ 「サービス」とは、1 ホームページ（記載されている情報について1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。	② 「サービス」とは、1 ホームページ（記載されている情報について1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。		変更
	⑥ 「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。	① 「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。		変更
	⑦ 「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS 等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含む。	⑩ 「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS 等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含む。		変更
	⑧ 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいう。	⑫ 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいう。		変更
	⑨ 「使用実績記録」とは、甲の管理する著作物及びそのリクエスト回数、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいう。	⑬ 「使用実績記録」とは、甲の管理する著作物及びそのリクエスト回数、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいう。		変更
	⑩ 「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1 曲当たり4 5 秒以内のものをいう。			追加
	⑪ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1 曲の使用料の6 / 1 2 とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。	③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1 曲の使用料の6 / 1 2 とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。		変更

<p>⑫ 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物の再生回数制限が3回以内であることを要する。</p> <p>(ア) レコード等の製作又は販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合</p> <p>(イ) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合</p> <p>(ウ) 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合</p>	<p>④ 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物の再生回数制限が3回以内であることを要する。</p> <p>(ア) レコード等の製作又は販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合</p> <p>(イ) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合</p> <p>(ウ) 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合</p>		変更
<p>⑬ 本条第1項①ならびに②にかかわらず、商業送信用録音の許諾を得た商業をストリーム形式又はダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額又は率を定めることができる。</p>	<p>⑤ 第8条1項①から③にかかわらず、商業送信用録音の許諾を得た商業をストリーム形式又はダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額又は率を定めることができる。</p>		変更
	<p>⑥ 「再生期間制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が制限される場合をいう。</p>		削除
	<p>⑦ 「再生回数制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当</p>		削除

		該データの再生可能な回数が制限される場合をいう。	
附則	本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降（平成25年4月1日）から実施する。	附則	本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降（平成25年1月1日）から実施する。
			変更